

要支援1・2の方が利用できるサービス(1)

在宅サービス①

※自己負担は1～3割です。

この手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

自宅を訪問してもらい利用するサービス

■ 介護予防訪問入浴介護

看護師と介護職員が自宅を訪問し、浴槽を提供して、介護予防を目的とした入浴介護を行います。

自己負担（1割）のめやす

856 円/回

■ 介護予防訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるため、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

自己負担（1割）のめやす

298 円/回

■ 介護予防訪問看護

疾病等を抱えている人について、看護師等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養状況の確認や指導、診療の補助を行います。

自己負担（1割）のめやす

訪問看護ステーション 30分～1時間未満	794 円/回
医療機関 30分～1時間未満	553 円/回
夜間・早朝 25%、深夜 50%増	

■ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

自己負担（1割）のめやす

医師の場合 (月2回まで)	515 円/回
※職種により訪問できる回数や費用が異なります。	

施設に通い利用するサービス

■ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などに通い、介護予防を目的とした理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けることができます。

自己負担（1割）のめやす

要支援1	2,268 円/月
要支援2	4,228 円/月
※ 食費やおむつ代は実費です。 ※ 基本のサービスに加えて、次のような加算があります。 「栄養改善加算」、「口腔機能向上加算」など	



要支援 1・2の方が利用できるサービス(2)

在宅サービス ②

※自己負担は1～3割です。

この手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

施設に短期間入所して利用するサービス

■ 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)
【併設型の場合 1日あたり】

	利用料	滞在費	食費
多床室	561円	915円	1,545円
従来型個室	561円	1,231円	
ユニット型個室	656円	2,066円	

■ 介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や医療機関などに短期間入所して、医療によるケアや、介護予防を目的とした日常生活上の介護、機能訓練などを受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)
【介護老人保健施設の場合 1日あたり】

	利用料	滞在費	食費
多床室	774円	(注)437円	1,545円
従来型個室	726円	1,728円	
ユニット型個室	789円	2,066円	

(注)室料が徴収される場合は、260円加算されます。

※ 送迎(片道)184円など、サービスの内容により加算があります。

※ 食費・滞在費は実費となりますが、利用者負担段階第1段階から第3段階の方は、申請により負担額が軽減されます。(19ページ参照)

※ 日常生活費も実費です。

※ おむつ代は、利用料に含まれます。

【居室の種別について】

- 多床室 … 定員2人以上の部屋です。
- 従来型個室 … 同じフロアに共同生活空間がない、一般的な個室です。
- ユニット型個室 … 同じフロアに共同生活空間があり、1部屋が10.65㎡以上の広さの個室です。

施設に入居し利用するサービス

■ 介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入居している方が、介護予防を目的とした食事・入浴など日常生活上の介護や機能訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)

月額(30日)	9,390円/月
※食費・家賃・管理費・日常生活費などは実費です。	

介護予防福祉用具の貸与・購入、介護予防住宅改修費の支給

- 福祉用具貸与 介護予防を目的として、対象となる品目を福祉用具貸与事業所から借りることができます。 →9ページをご覧ください。
- 特定福祉用具購入費の支給 →9ページをご覧ください。
- 住宅改修費の支給 →10ページをご覧ください。

要支援1・2の方が利用できるサービス(3)

地域密着型サービス

※自己負担は1～3割です。

この手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

施設に通い利用するサービス

■ 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方がデイサービスセンターなどに
通い、介護予防を目的とした食事・入浴
などの介護や日常動作訓練などを受ける
ことができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)

単独型	5～6 時間未満	828 円/回
併設型	5～6 時間未満	743 円/回

※ 食費やおむつ代は実費です。

※ 入浴介助加算, 栄養改善加算, 口腔機能向上加算, 個別機能訓練加算などの加算があります。

施設への「通い」や「泊まり」と自宅への「訪問」サービス

■ 介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、通いを中心として訪問
や泊まりのサービスを組み合わせ、介護予防
を目的とした食事・入浴などの介護や機能
訓練を受けることができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の場合)

同一建物以外居住者の場合	6,972 円/月
--------------	-----------

※ 食費・宿泊費・おむつ代は実費です。

施設に入居し利用するサービス

■ 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方が少人数で共同生活をしながら、
介護予防を目的とした食事・入浴などの日常
生活上の介護や支援、機能訓練を受けること
ができます。

自己負担(1割)のめやす(要支援2の方のみ)

月額(30日)	22,470 円/月
※ 食費・家賃・水道光熱費・日常生活費・おむつ代 などは実費です。	

※函館市内にある地域密着型サービス事業所は、原則として函館市にお住まいの方しか利用することができません。

介護サービスに関する情報公開について

介護サービス情報公表制度

介護サービス事業所を選ぶために、
事業所の情報が公表されています。

北海道介護サービス情報公表センター
<http://www.kaigojoho-hokkaido.jp/>

地域密着型サービスの 自己評価および外部評価について

認知症高齢者グループホームは、自己評価および
外部評価が義務づけられ、評価結果がWAM N
E Tの開示情報に掲載されています。

WAM N E T(独立行政法人 福祉医療機構)
<http://www.wam.go.jp/>